

指導行政のポイント

評価規準と教科書の“共同研究”

菱村 幸彦

小・中学校における評価法が相対評価から絶対評価に転換し、それに学校がどう対応するかが課題となっている。

教科書に密着した規準づくり

さきごろ、国立教育政策研究所の教育課程研究センターが、各学校の評価規準づくりを支援する目的で「評価規準・評価方法等の研究開発」を公表した。

教育課程研究センターの研究資料は、各教科の「内容のまとめりごとの評価規準」と「内容のまとめりごとの評価規準の具体例」を示している。これは、各学校における評価規準づくりの貴重な資料となるに違いない。

しかし、各学校で実際に必要なのは、いま使用している教科書に密着した評価規準ではないか。教育課程研究センターの公表資料等を参考にしながら、各学校ごとに現に使用している教科書の単元に即した評価規準づくりが求められるわけだが、これを個々の学校で行うとなると時間的にも人員的にも制約が多く、なかなか容易ではない。とくに、小規模校では難しいのではないかと。

そこで重要となるのが、教科書の共同研究だ。その場合、共同研究を行うのは、教科書採択地域ごとの各教科部会等の組織で、共通に使用している教科書について、単元ごとの評価規準や評価方法の具体的研究を進め、それを各学校でアレンジしながら使うのが有効であろう。

もともと教科書が広域採択制度をとっているのは、そうした共同研究を前提としていることを指摘したい。周知のように、教科書の共同採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（「教科書無償措置法」）において「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」（12条）という

広域で行うことが定められている。

この広域採択制度について、かねて一部から教科書統制の手段として教科書無償措置法に導入されたものとの批判があり、教科書は学校ごとに採択するのが本来あるべき姿だという主張がある。

期待される“教育事務所の支援”

しかし、教科書無償措置法で広域採択を定めたのは、教科書統制を行おうという趣旨ではなかった。じつは、教科書無償措置法の制定時（昭和38年）の教科書採択の実態は、市または郡単位で構成市町村の教育委員会が共同して選定会議を設け、その研究に基づき地区内の教科書を統一して採択する方式が行われていた。その実施状況は、東京都を除く道府県の郡市の約8割に及んでいた。

教科書無償措置法は、そうした実態を踏まえて広域採択制度を導入したわけである。

このように早くから郡市単位の共同採択が普及していたのは、学校を超えて地域で共同して教科書研究を行おうというのが主たるねらいであったのだ。

いま、新学習指導要領の全面実施にあたって「目標に準拠した評価」の客観性・信頼性を高めるため、評価規準の設定や評価方法の工夫が求められている。それを効果的に行うには、採択地域をベースとした教科書の共同研究が欠かせない。それを支援するのは教育事務所の役割だと思う。

（ひしむら・ゆきひこ＝公立学校共済組合理事長）

夏季教育管理職研修会のお知らせ

7月28（日）29（月）30（火）

場所＝東京・お茶の水／総評会館・大会議室

定員＝250人（先着順、定員になり次第締切）

申込方法＝ハガキ、FAX、電話、Eメール等で受付中

詳細については、小誌『教職研修』5・6月号、
小社ホームページ等をご覧ください。

好評発売中！ 10年間の審議会重要答申・統計資料・新法令・通知通達等を整理収録！教育開発研究所・刊

30周年記念増刊『教職研修‘02情報版』菱村幸彦監修

各学校・教委に1冊常備の資料大全 【資料CD ROM】添付 4月増刊・B5判300頁・定価2,730円

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）